

米子市物価高対応子育て応援手当のご案内

長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を応援し、0歳から高校生年代までの児童の健やかな成長を応援するため、「米子市物価高対応子育て応援手当」を支給します。

1. 支給額

対象児童1人につき **3万円**

内訳：国の物価高対応子育て応援手当 2万円
米子市独自の物価高対応子育て応援手当加算金 1万円

2. 支給対象者

本手当は、令和7年9月30日時点で米子市に住民登録があり、職場(所属庁)から**児童手当を受給している職員**が対象です。

- ① **令和7年9月分**(9月生まれは10月分)の**児童手当**の受給者
- ② **令和7年10月1日～令和8年3月31日**に出生した**児童**にかかる**児童手当**の受給者
- ③ 令和7年10月1日～令和8年3月31日に**離婚等により、新たに児童手当の受給者となった方**

※ただし、①の受給者から子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、子育て応援手当に相当する額の金銭等子育て応援手当の目的のために費消していた場合を除く。

(注) ①②どちらにも該当する方は、それぞれの支給時期が異なる場合があります。

3. 手続き方法

本市から、令和8年2月4日頃に申請書を郵送予定です。

令和7年9月30日時点において本市に住民登録があり、児童手当対象年齢の児童のいる世帯主へ申請書を郵送します。

【郵送申請の場合】

米子市こども支援課から郵送された申請書に必要事項を記入いただき、
所属庁の証明を添付のうえ、児童手当受給者が必要書類とともに返送用封筒にて申請してください。

【オンライン申請の場合】

郵送された申請書に記載されたオンライン申請専用サイトから、児童手当受給者が申請してください。

申請 期限

令和7年9月30日までに
生まれた子どもの場合 ▶ **令和8年2月27日(金)**
(当日消印有効)

令和7年10月1日から
令和8年3月31日までに
生まれた子どもの場合 ▶ **令和8年4月30日(木)**
(当日消印有効)

※所属庁から児童手当を受給している公務員の場合は、米子市においてすべての方の受給状況等の把握が困難であるため、本市から申請書を送付できていない場合があります。支給対象者に該当する方で、令和8年2月10日頃になっても申請書が届かない場合、下記コールセンターまでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

＜本市にて把握できないケースの例＞

・単身赴任のため児童手当受給者のみ米子市に住んでおり、児童手当対象児童が他市に住んでいる場合

問 い 合 わ せ 先

米子市給付金コールセンター(令和8年2月4日開設予定)

050-3605-0954

(通話料がかかります。)

受付時間／9:00～17:00(土曜日、日曜日、祝日を除く)

詳細や最新の情報は、米子市のホームページでご確認ください。